

## 平成30年6月（第7回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

平成30年6月26日（火）17:00～18:00  
宇部市港町庁舎 3階会議室

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長  
田村賢二郎 委員  
山野あい子 委員  
川崎 裕美 委員

### 3. その他議場に参加した者

佐野教育部長、坂本参事、床本総務課長、網本学校教育課長、三原学校教育課長  
長同格、水津コミュニティスクール推進課長、民谷コミュニティスクール推進課副課長、  
小林総務課副課長、東野総務係長

### 4. 傍聴者 あり

### 5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成30年6月26日の第7回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、三原委員欠席の報告がありましたが、委員数が過半数となっていますので、  
会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、今回の資料とあわせて送付しました5月15日の第6回の議事録について  
ですが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第6回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は  
川崎委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第19号 学校における働き方改革推進のための指針」、  
「議案第20号 宇部市社会教育委員の委嘱について」、「議案第21号 公民館運営審議会委員の委嘱について」  
「議案第22号 社会教育推進委員会委員の委嘱について」の4件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の  
1件となっております。

また、本日は傍聴者がいます。教育委員会会議は、公開を原則としていますので、  
本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 異議が無いようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。

教 育 長： では、始めに、「議案第19号 学校における働き方改革推進のための指針」  
について、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第19号 学校における働き方改革推進のための指針」について、説

明します。平成30年3月に山口県教育委員会が「山口県学校における働き方改革加速化プラン」を策定され、各学校に周知するとともに、市教育委員会においても本プランを参考にして各学校における働き方改革の着実な推進に向けた支援するよう通知がありました。また、山口県教育委員会では、学校における業務改善目標を、「平成29年度から3年間で、教員の時間外勤務を30%削減する」として、教職員の働き方改革を進めていくとしています。そこで宇部市教育委員会としましては、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保し、充実した教育活動を推進するとともに、教職員一人一人のワークライフバランスが一層充実することを目指し、業務改善推進のための指針を策定したいと考えているところです。

宇部市の時間外業務の実態としましては、1か月の平均時間外業務時間は小学校で40.8時間、中学校で48.3時間となっています。また、1か月の時間外業務時間が80時間以上の延べ人数は、小学校で120人、中学校で129人となっており、さらに100時間を超えた延べ人数では小学校15人、中学校8人となっています。こうした状況を踏まえ、「学校における働き方改革のための方針」を策定することは大変意義のあることだと考えています。そこで数値目標を、「平成30年度から3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減する」としたいと考えています。具体的な内容としましては、業務の役割分担・適正化として市教育委員会が取り組む方策として、業務改善方針の策定し、数値目標を明確に定めること、業務改善の取組を促進しフォローアップすることで、業務改善のPDCAサイクルを構築します。人的配置として、教員の業務を支援する「教員業務アシスタント」を配置することや、中学校のニーズに応じて、部活動指導員を配置することとし、これについては昨年度から実施しており今年度さらに拡充する予定です。調査提出物等の精選として、統合できる調査については統合を進めるとともに、必要性が低下した調査は廃止すること、形式的な文書のやりとりを廃止することとしています。研修会、学校訪問等の見直しに関しましては、市教育委員会主催の学校訪問を県教育委員会主催の学校訪問と兼ねて実施することとしています。ICTを活用した校務支援として、本市の実情にあった統合型校務支援システムの導入を検討し、システムの整備及び操作に関する研修会の開催、教材の指導案等の共有化を進めます。教職員の意識改革として、管理職を対象に、学校における働き方改革に関する研修会や、ミドルリーダー・若手教員対象の研修会を実施します。部活動の運営支援として部活動における休養日、活動時間の設定や、部活動指導員の配置を行います。学校におけるトラブル対応支援としてトラブル等の解決に向けた学校支援チームによる支援体制を構築します。学校閉庁日の設定として、長期休業中に学校閉庁日を設定します。メンタルヘルスケア対策として、メンタルヘルス研修会の開催や、全教職員を対象としたストレスチェックを実施するとともに、高ストレス者の希望者には、産業医の面接を実施します。学校徴収金の徴収・管理として、給食費について、公会計化を検討し、その他の学校

徴収金の徴収管理を教員の業務としない方向で検討します。学校が取り組む方策としては、勤務実態の把握、時間管理の徹底として、ＩＣカードを活用した勤務時間管理を徹底すること、ノー残業デー・部活休養日を設定し、個人改善目標を設定します。他のスタッフ等との連携・分担や業務の効率化等の改善として、教員一人一人による業務の見直し、会議や行事の要否の検討による精選、廃止、コミュニティ・スクールの機能を活用し、幅広い地域人材の参画を推進します。教職員の意識改革と学校マネジメント強化のための研修の実施として、学校評価に教員の時間外業務時間の削減目標を設定し、業務改善取組リストによる点検、評価への活用を促進します。学校事務の機能強化のための研究として、学校の業務の見直しを行うこと、学校運営改善部の新設と校務分掌への位置付けによる取組を促進すること、事務職員による教員事務作業等のサポート体制の構築、行政職である事務職員が学校と地域との連携に参画することなどを行います。部活動における負担軽減として、適切な休養日や活動時間の設定と定着化を進め、部活動指導員や地域人材等と連携した指導体制を構築します。ＩＣＴを活用した校務支援として、統合型校務支援システムの活用や教材の共有化を行います。以上のような内容で教育委員会や学校として取り組むものとして方針案を作成しました。

教 育 長： 社会問題化している学校の多忙化、働き方改革に、どのように取り組んでいくのかということについて、教育委員会としてリーダーシップをとっていかねばならないと思います。御意見御質問をお願いします。

委 員： １０月からフッ化物洗口が始まるということでさらにお忙しくなると思いますが、業務アシスタントにご協力いただけるということで、大規模校など大変助かるのではないかと思います。そこで、改めて教員業務アシスタントの業務内容について、教えてください。

事 務 局： 基本的にはどのような業務でも可能だと考えていますが、免許を持っているわけではないので、一人で授業や教室を管理するということではできません。勤務体系としては１日４．５時間で週４日としています。すでに学校に配置していますが、学校としてはとても助かっていると聞いています。

委 員： 業務アシスタントを活用されるのは良いと思いますが、学校が取り組む方策のなかで、コミュニティ・スクールの機能を活用し、幅広い地域人材の参画を促進するということで、プリントの印刷などで、地域の方がお手伝いすることは可能なのでしょうか。

事 務 局： 実際には昨年度から実施している学校があります。

委 員： 業務アシスタントが配置されることは、大変良いことだと思います。公開授業に参加した時に、今日はノー残業デーですので、４時４５分以降は残らないようにと校長が言われていました。校長からそういう風に言っていていただくと切り替えができるのかなと思いました。時間はいくらでも必要だと思いますが、そこを工夫して３０％削減するのは、大変なことだと思います。個人改善目標について、これを管理するための業務時間が増えてしまっは、本末転

倒になりますので、上手に運用して教員それぞれが時間をうまく使えるようになればと思います。部活についての取り組みは、各学校において行われるのですか。

事務局： まもなく正式に発表があると思いますが、スポーツ庁が部活動のガイドラインを出しています。それによると、土曜日か日曜日のうち、どちらか1日と平日の1日の週2日を休養日とするとなっています。山口県では、正式なガイドラインは出ていませんが、数年前から週1日は休養日とすることを推奨していますが、本市では、昨年度末に校長会でスポーツ庁のガイドラインを先取りして実施するよう指導しており、全ての中学校で原則週2日の休みを設定しています。

委員： 全市的に取り組まれているということで安心しました。

委員： コミュニティ・スクールの機能を活用してというところで、何年か前から中学校では、山口っ子学習プリントをPTAの方が印刷するなど、様々な方が学校に入ってお手伝いをしています。管理職は理解を示していますが、教員によっては良い顔をしないことがあり、保護者が学校に入りづらくなっているところもあるようです。そのあたりの意識改革をぜひお願いしたいと思います。時間外業務の現状で1か月100時間以上の方がいらっしゃいますが、月100時間以上の残業で本人は当然大変な疲労だと思いますが、周りの家族も、生活のリズムが崩れ、とても疲労します。月100時間以上時間外業務がある方は、特に対策をしていただきたいと思います。

事務局： 教員の意識改革については、印刷室で高度な個人情報を含むものを印刷するときに、外部の方がいると困ると考える教員はいます。時間外についても、ノー残業デーだから家に持ち帰って仕事をするということもあるようです。そのあたりを管理職がマネジメントしていかなければならないと思います。

教育長： そうした、これまでの学校の文化というものを、変えていかなければならないと思います。意識改革を行うことは難しいと思いますが、今、絶対に進めていかなければならないと考えています。

委員： 学び合いのある授業を行うにしても、相当の準備時間が必要です。どうやってその時間を確保するのかというときに、時間外業務時間の削減で学校にいらなくなるのであれば、自宅でするしかなくなります。やらなくて済むのなら別ですが、そういうわけにはいきません。時間外業務時間の削減は大変困難ではないかと感じています。学校におけるトラブル対応支援について、学校支援チームというのはすでに設置されているのですか。

事務局： 設置しています。

委員： トラブルが発生した時は、このチームが対応してくれるということですか。

事務局： そういうことになります。

委員： 教員の業務を事務職員がサポートするとありましたが、事務職員も大変多忙な状況にありますので、事務職員の増員も必要になるのではないかと思います。そのあたりの対応はいかがでしょうか。

事務局： 事務職員の増員は非常に困難だと思いますので、県の取組としては、事務の共同実施ということで、各学校での処理を共通化することなどを行っています。この体制も4年目に入り、かなり整ってきたと思います。

委員： 少しずつ良くなってきているという感じですか。

事務局： そうだと思います。

委員： 時間外業務時間を30%削減するという事は、仕事が30%減るわけではないので、効率化ということがとても重要になると思います。すぐに解決できるものではないと思いますが、対応をお願いします。

委員： 調査提出物の精選について、市教委が精選すれば、かなり減らせるのでしょうか。

事務局： 市教委が学校に発出する文書の9割は、文科省や県からの文書となっています。県も最近では精査を行っていますし、学校に送らなくても、市教委の段階で回答可能なものは、市教委で回答をしています。

委員： ICTを活用した校務支援について、公開授業に参加した際に、ある教員が指導案や資料がデータ化してあれば、自分の授業で少しアレンジして使うことができ、指導案作りが少し楽になると言われていました。最初のデータ化は大変だと思いますが、そうすれば、業務の効率化が図れると思いますので、早急に対応していただけたらと思います。

事務局： 多くの学校では、データの共有化はしていると思いますが、さらに進めたいと思います。

委員： 数学では、インターネットを活用して全国の教員が作成したものを利用していると聞いています。こうしたものが各教科でできれば良いと思います。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第19号 学校における働き方改革推進のための指針」について、原案のとおり承認します。

教育長： 次に、「議案第20号 宇部市社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第20号 宇部市社会教育委員の委嘱について」、説明します。現在の社会教育委員の任期は、2019年10月31日までとなっていますが、小学校校長会及び中学校校長会から推薦のありました委員が、人事異動により転出されたため、新たに推薦を受け、委員を委嘱するものです。なお、補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間となっています。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 社会教育委員の業務内容について、説明をお願いします。

事務局： 2年間の任期において、社会教育に関する提言を行っています。前回の提言では、ふれあいセンターのあり方について提言をいただきました。

委員： 年間で、何回開催されるのですか。

事務局： 年3回程度開催しています。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第20号 宇部市社会教育委員の委嘱について」、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第21号 公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第21号 公民館運営審議会委員の委嘱について」、説明します。現在の公民館運営審議会委員の任期は2019年4月30日までとなっていますが、人事異動及び自治会役員の交代等により変更となる委員の委嘱をするものです。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 公民館運営員議会と次の議題にある社会教育推進委員会は同様の職務なのですか。

事 務 局： 内容については同様であると御理解いただければと思います。宇部市が公民館を設置している校区については、公民館運営審議会を設置し、公民館がない校区については、各ふれあいセンターに社会教育推進委員会を設置しています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第21号 公民館運営審議会委員の委嘱について」、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第22号 社会教育推進委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第22号 社会教育推進委員会委員の委嘱について」、説明します。宇部市社会教育推進委員会の委員が2018年6月30日で満了となりますので、新たに委員を委嘱するものです。任期は2年間で2018年7月1日から2020年6月30日までとなります。今回、新たに委嘱される方は15名となっています。今回の改選により、公民館運営審議会と同様に各校区7人の委員としています。なお、吉部校区、万倉校区については、任期が2019年3月31日までとなっていますので、今回改選はありません。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 女性委員の比率が記載されていますが、これは50%に近づけるといった目安があるのででしょうか。

事 務 局： 本日上程しました3つの委員について、それぞれ男女の比率を50%とするという考え方の目安があります。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第22号 社会教育推進委員会委員の委嘱について」、原案のとおり承認します。

教 育 長： それでは、その他の事項、「寄附の報告について」、お願いします。

事 務 局： 5月分寄付について、5月8日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金として3,000円の御寄附がありました。5月28日、宇部商工会議所女性会から、小中学校交通遺児教育資金として50,000円の御寄附がありました。5月29日、宇部ときわライオンズクラブから、図書館図書資料充実のためとして100,000円の御寄附がありましたので報告します。

教 育 長： 他になにかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。